

A案の手の続の流れ(学納金事案を例に)

訴えの提起

- 主体...「適格消費者団体を中心に引き続き検討する。」
- 対象事案...「多数の消費者において、同一又は同種の事実上又は法律上の原因に基づき被害が生じている事案であることを基本とし、そのうち、対象とすべき事案について類型化することが考えられる。その際、他の手続に対する優越性や共通争点の支配性等についてどの程度考慮するか引き続き検討する。」
- 管轄...「被告の主たる事務所又は営業所の所在地が考えられ、更に加えて他の事務所又は営業所の所在地、行為地に管轄を認めるか、これらについて高等裁判所所在地にある地方裁判所に限定することも含め引き続き検討する。」
- 手数料...「非財産権上の請求とみなし、訴額160万円、手数料1万3000円とすることを中心に引き続き検討する。」

共通争点に関する審理

- 審理の対象...「被告の責任の有無などの共通争点(例えば「不返還特約は消費者契約法第9条第1号に反し無効か」など)が考えられる。」
- 和解について...「対象消費者に当然には和解の効果は及ばないものの、和解をすることはできると考えられる。和解を可及的に対象消費者の請求権に関する争いの解決につなげる方法について引き続き検討する。不当な和解を防止する規律について、事前に和解案の内容について他の手続追行主体に通知をすることなど引き続き検討する。」

判決

- 一段階目の判決の効力...「対象消費者個人が、有利に活用できることとすることが考えられる。再訴の制限等被告の応訴負担の軽減については引き続き検討する。」

通知・公告 (広告)

- 主体...「一段階目の手続追行主体とすることが考えられる。」
- 費用負担...「実効的な通知・公告を可能とする観点から費用負担の在り方について引き続き検討する。」
- 方法...「知っている対象消費者(入学手続を行った者)には個別通知を行い、知らない対象消費者に向けた公告を行うことなど、事案に応じて実効的な通知の方法を工夫することが考えられる。」

簡易な手続の申立て等

合意・決定

- 主体...「一段階目の手続追行主体が対象消費者の請求を取りまとめることとすることが考えられる。」
- 簡易な手続の在り方...「当事者間の合意を促しつつ、簡易迅速な紛争解決を可能とする手続とすることが考えられる(別紙参照)。また、当事者に資料提出を求めることができるようにすることが考えられる。」
- 管轄...「一段階目の手続と同じ管轄裁判所に申し立てることとすることが考えられる。」
- 手数料...「可能な限り一律に低額な手数料とすることを中心に引き続き検討する。」
- 和解について...「和解案の内容について対象消費者に事前に連絡することなど、手続追行主体に一定の注意義務を課すことが考えられる。」

決定に対する異議申立て

- 手数料...「差額について追納を要すると考えられるが、その負担者については引き続き検討する。」

通常訴訟手続へ移行

- 管轄...通常訴訟手続に移行した場合は、移送することを可能とする規定を設けること等について引き続き検討する。

<p>訴えの提起</p>	<ul style="list-style-type: none"> •主体...「適格消費者団体を中心に引き続き検討する。」 •対象事案...「多数の消費者において、同一又は同種の事実上又は法律上の原因に基づき被害が生じている事案であることを基本とし、そのうち、対象とすべき事案について類型化することが考えられる。その際、他の手続に対する優越性や共通争点の支配性等についてどの程度考慮するか引き続き検討する。」 •管轄...「被告の主たる事務所又は営業所の所在地が考えられ、更に加えて他の事務所又は営業所の所在地、行為地に管轄を認めるか、これらについて高等裁判所所在地にある地方裁判所に限定することも含め引き続き検討する。」 •手数料...「非財産権上の請求とみなし、訴額160万円、手数料1万3000円とすることを中心に引き続き検討する。」
<p>通知・公告 (広告) 除外の申出</p>	<ul style="list-style-type: none"> •主体...「手続追行主体が行うこととすることが考えられる。」 •費用負担...「当初は手続追行主体が負担することを基本としつつ、最終的な負担の在り方については引き続き検討する。」 •方法...「原則として対象消費者(入学手続を行った者)への個別通知が必要と考えられるが、弾力的運用の適否について引き続き検討する。」
<p>共通争点に関する審理</p>	<ul style="list-style-type: none"> •審理の対象...「被告の責任の有無などの共通争点(例えば「不返還特約は消費者契約法第9条第1号に反し無効か」など)が考えられる。」 •和解について...「対象消費者に効力が及ぶ和解がなし得ると考えられる。不当な和解を防止する規律について、事前に和解内容を通知・公告し除外の申出の機会を与えることを中心に、引き続き検討する。」
<p>判決</p>	<ul style="list-style-type: none"> •一段階目の判決の効力...「あらかじめ除外の申出をしていない場合、判決の効力は対象消費者に有利にも不利にも及ぶことが考えられる。」
<p>通知・公告 (広告)</p>	<ul style="list-style-type: none"> •主体...「一段階目の手続追行主体とすることが考えられる。」 •費用負担...「実効的な通知・公告を可能とする観点から費用負担の在り方について引き続き検討する。」 •方法...「知っている対象消費者(入学手続を行った者)には個別通知を行い、知らない対象消費者に向けた公告を行うことなど、事案に応じて実効的な通知の方法を工夫することが考えられる。」
<p>簡易な手続の申立て等 合意・決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> •主体...「一段階目の手続追行主体が対象消費者の請求を取りまとめることとすることが考えられる。」 •簡易な手続の在り方...「当事者間の合意を促しつつ、簡易迅速な紛争解決を可能とする手続とすることが考えられる(別紙参照)。また、当事者に資料提出を求めることができるようにすることが考えられる。」 •管轄...「一段階目の手続と同じ管轄裁判所に申し立てることとすることが考えられる。」 •手数料...「可能な限り一律に低額な手数料とすることを中心に引き続き検討する。」 •和解について...「和解案の内容について対象消費者に事前に連絡することなど、手続追行主体に一定の注意義務を課すことが考えられる。」
<p>決定に対する異議申立て</p>	<ul style="list-style-type: none"> •手数料...「差額について追納を要すると考えられるが、その負担者については引き続き検討する。」
<p>通常訴訟手続へ移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> •管轄...通常訴訟手続に移行した場合は、移送することを可能とする規定を設けること等について引き続き検討する。

(別表) 二段階目の手続の枠組みのイメージ

(第7回専門調査会資料1(参考5)より)

